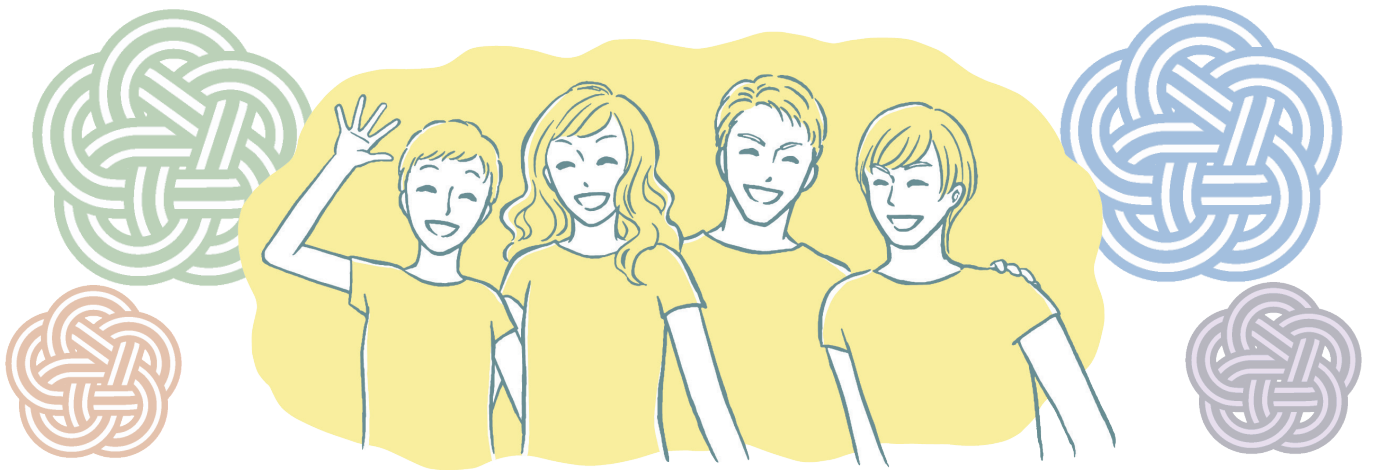


高砂市

令和5年4月 スタート

パートナーシップ ファミリーシップ 制度

～誰もが自分らしく、安心して暮らすことができるまちの実現に向けて～



高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは？

日常的に生きづらさや困難を抱えている性的マイノリティ(※)の方が、お互いを人生のパートナーとして尊重し、協力し合うことを約束した関係にあることを市に届出し、市が受理したことを証明する制度です。

また、お二人に子や親等の近親者がいる場合には、家族として尊重し、協力し合う関係にあることを併せて届出することができます。

※ 性的マイノリティ
性的指向(恋愛の対象)が異性のみでない人、または性自認(自分が認識する性別)が戸籍上の性別と異なる人

届出ができる方 ※ 下記の項目をすべて満たしている必要があります

- 成年に達していること
- いずれか一方が市内に住所がある、または届出の日から3か月以内に市内に転入を予定していること
- 配偶者(事実婚関係も含む)がないこと
- 届出をする方以外とのパートナーシップがないこと
- 届出をする方同士が近親者でないこと



..... 市民・事業所等の皆様へのお願い

本制度は、法律上の婚姻のように法的な権利や義務が生じるものではありませんが、制度の導入によって市民、企業・事業所、医療機関等、関係団体の皆様に「多様な性」への理解が深まり、誰もが自分らしく、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

本制度の趣旨をご理解のうえ、本制度を活用できる機会が増えますようご協力をお願いいたします。

..... 手続きの流れ

① 届出日の予約



- 届出を希望される日の3か月前から3日前までに下記予約先まで電話またはメールにてご連絡ください。
- 届出日時調整・必要書類等の確認を行います。

【予約受付時間】
平日 8:30~17:15
(※年未年始を除く)

② 届出書の提出



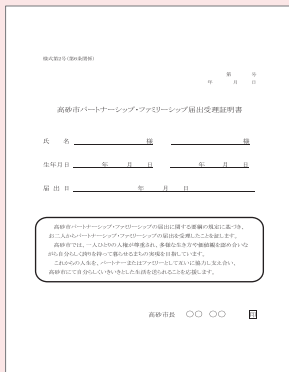
- 予約した日時に必要書類を持って、必ずお二人でお越しください。
- ※ 病気・障がい等により、お二人でお越しになるのが難しい場合はご相談ください。
- 本人確認の上、必要書類に不備がなければ、職員立ち合いのもと届出書に署名し、提出します。

③ 受理証明書の交付

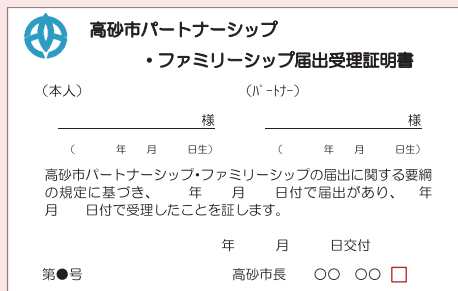


- 提出書類を確認し、要件を満たしている場合は、後日受理証明書(A4タイプ及びカードタイプ)を交付します。
- 証明書の作成に数日を要するため、後日、郵送または窓口で交付します。
- ※ 窓口での交付をご希望される場合は受け取り日時を調整させていただきます。

高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ
届出受理証明書



- ◀A4タイプ (3種類から選べます)
- ▼カードタイプ (免許証と同じサイズです)



届出に必要な書類など
手続きの詳細は、市ホームページをご確認ください。

高砂市パートナーシップ
・ファミリーシップ制度



受理証明書の提示により受けられる
高砂市の行政サービス

- 公営住宅への申込み
- 空き家活用支援事業(住宅型(若年・子育て支援タイプ))
- 犯罪被害者等への遺族支援金の給付及び日常生活の支援
- 記念樹の申込み
- 母子健康手帳の交付
- 高砂市民病院での病状等の説明、手術の同意など

※今後においても市が提供できる行政サービスを拡充していきます。

・・・相談窓口のご案内・・・

本人、家族、友人
どなたでも相談できます。

高砂市人権推進課
079-443-9060
平日8時30分~17時15分
(年未年始を除く)

兵庫県LGBT電話相談
050-3637-7521

毎週土曜日18時~21時
※ 面談を希望の人は要予約

よりそいほっとライン
0120-279-338
24時間対応

予約
お問合せ先

高砂市福祉部人権福祉室人権推進課
〒676-8501
高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号(南庁舎4階)
TEL:079-443-9060
Mail:tact2551@city.takasago.lg.jp